

(目的)

第1条 この条例は、適正な管理が行われていない空家等が市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等に関し必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進及び地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等と市長が認めるものをいう。
- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等と市長が認めるものをいう。
- (4) 市民 ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例(平成22年条例第2号)第2条第4号に規定する市民をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の発生の抑制及び有効な活用の促進並びに適正な管理がされていない状態の解消に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、空家等対策を推進するものとする。

(空家等の所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適正に管理し、及び市が推進する空家等対策に協力しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、市が推進する空家等対策に協力するものとする。

2 市民は、適正な管理がされていない状態の空家等があると認めるときは、市長に対し、その情報を提供することができる。

(地域との連携)

第6条 市並びに自治会及びコミュニティ組織等(以下「地域」という。)は、連携して空家等対策に取り組むものとする。

2 市長は、地域における空家等に関する取組への支援を行うことができる。

(関係機関等との連携)

第7条 市長は、空家等対策に関して必要があると認めるときは、警察その他の関係機関等に対し、必要な協力を求めることができる。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、特定空家等及び管理不全空家等について、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、当該危険を回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等から徴収することができる。

3 法第22条第9項から第11項までの規定により、市長又はその命じた者若しくは委任した者が必要な措置を現に行うことができる場合における特定空家等については、第1項の規定は、適用しない。

(協議会の設置等)

第9条 次に掲げる事項を協議するため、法第8条第1項の規定により、市長の附属機関として、ひたちなか市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等の認定に関すること。
- (3) 法第22条の規定による特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、空家等対策に必要な事項に関すること。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 協議会の委員(市長を除く。以下この条において同じ。)は、法務、不動産、建築等に関する学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成6年条例第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(令和5年条例第28号)

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日から施行する。